## 広島県告示第千二百四十六号

定した。 十五条第一項の規定によって、生活保護法による施術を担当する機関として、 三十号)第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。)第五 に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び 次のものを指

令和五年十一月十六日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

松浦	氏	
才揮	名	
治療院 Return	名	施
鍼 灸	称	術
木一一一一一	所	ΝIJ
一 一 一 番 屋	在	所
地町一稲	地	
はり・	種業	
らり・きゅう	務類の	
令和五年九月一日	指定年月日	